

■業務管理体制の届出先の考え方（参考）

1 業務管理体制整備の根拠法令により5つの区分に分けます。

「区分一覧」

	施設・事業所の種別	業務管理体制整備の根拠法令
B	指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設	障害者総合支援法第51条の2
C	指定一般相談支援事業者 指定特定相談支援事業者	障害者総合支援法第51条の31
D	指定障害児通所支援事業者	児童福祉法第21条の5の25
E	指定障害児入所支援施設	児童福祉法第24条の19の2
F	指定障害児相談支援事業者	児童福祉法第24条の38

2 事業所の所在地によって届出先が変わります。

	区分	届出先
(1)	指定を受けている全ての事業所が札幌市内に所在する事業者	札幌市長
(2)	指定を受けている事業所が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
(3)	上記(1)及び～(2)以外の事業者(事業所が北海道のみに所在)	北海道知事

3 上記1の区分ごとに、上記2により届出先を判断します。

【届出先の例】

事業所（所在地）	届出先
①生活介護（札幌市） ②就労継続支援B型（札幌市） ③児童発達支援（石狩市）	「B」の区分：(1)に該当（①、②） ⇒札幌市長に届出 「D」の区分：(3)に該当（③） ⇒北海道知事に届出
①生活介護（札幌市） ②生活介護（石狩市） ③生活介護（江別市）	「B」の区分：(3)に該当（①、②、③） ⇒北海道知事に届出
①生活介護（札幌市） ②生活介護（青森県） ③児童発達支援（札幌市） ④放課後等デイサービス（石狩市） ⑤障害児相談支援（札幌市）	「B」の区分：(2)に該当（①、②） ⇒厚生労働大臣に届出 「D」の区分：(3)に該当（③、④） ⇒北海道知事に届出 「F」の区分：(1)に該当（⑤） ⇒札幌市長に届出